

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
「地域おこし協力隊の戦略的広報」に係る総合企画・運営の実施の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	℞. 5. 21	(株) カヤック 神奈川県鎌倉市御成町1 1－8	7021001010079	公告による企画案募集の結果、契約相手方の提案内容が最も優秀なものとして選定されたものであり、価格競争による契約相手方の選定になじまないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	64,900,000	64,900,000	100.0%					
持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	℞. 5. 21	福山市 広島県福山市東桜町3－5	7000020342076	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定するため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	5,132,000	5,132,000	100.0%					
持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	℞. 5. 18	富山県 富山市新総曲輪1－7	7000020160008	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定するため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	15,000,000	15,000,000	100.0%					

持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政 幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	FB. 5. 21	岩手県 岩手県盛岡市内丸1 0-1	4000020030007	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定するため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	11,829,000	11,829,000	100.0%						
「日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進事業」に係る業務	東 政 幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	FB. 5. 26	三重県 三重県津市広明町13番地	5000020240001	本事業は、JET経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における「地域のサポーター」になってもらうことを目的とする取組を支援するとともに、このような取組の横展開を目指す事業を行うものである。 本事業の実施にあたっては、すべての都道府県及び政令指定都市を対象に相当の募集期間を設けたうえで募集を行い、提出された提案内容について評価を行い、委託先を選定し契約することとしている。このため、会計法第29条の3第4項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約によるものとするものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	4,994,380	4,994,380	100.0%						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。